平成２８年（フ）第１３３号
群馬県伊勢崎市連取町1566番地１　サンハイム参番館102
債務者　勝間田健志
１　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５４号
群馬県太田市阿久津町132番地３　セーラムコートＡ―102号
債務者　池田　淳子（旧姓工藤）
１　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５２７号
埼玉県川口市安行出羽２丁目12番４号　レオパレスＰｒｉｍｒｏｓｅ　209号
債務者　大蔵　綾子
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
埼玉県川越市大字藤間350番地８（ロジュマン川越藤間５号館203号室）、前住所埼玉県川越市大字藤間60番地１（ＳＳＳ川越第２寮）
債務者　旭　喜代志
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７１号
埼玉県川越市藤原町21番地18（セドルハイム藤原町ＰＡＲＴ１Ｂ―203号室）
債務者　長尾　和茂
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７６号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目５番地２サンライトマンションけやき１―503
債務者　曽根理恵子（旧姓與那嶺）
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７７号
埼玉県川越市大字砂758番地１（さつき荘201号室）
債務者　木村　文男
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７９号
埼玉県ふじみ野市新田２丁目３番31号ビューハイム103、前住所埼玉県ふじみ野市仲３丁目４番地１
債務者　小野　裕司
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２１号
新潟県阿賀野市山口町１丁目５番27号
債務者　鳴海利佳子
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第１５７号
静岡県沼津市下香貫下障子3211番地　芹沢借家
債務者　河島　昌代
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３１号
三重県松阪市高町674番地33
債務者　伊藤　和貴
１　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第５６号
北海道室蘭市母恋南町２丁目２番17号、前住所北海道苫小牧市のぞみ町３丁目１番17号エクセルハイツ203
債務者　佐藤　雅樹
１　決定年月日時　平成28年６月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
北海道中川郡池田町字利別本町22番地の24利別東団地49号
債務者　村田　邦夫
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
愛知県稲沢市北島町宝田40番地
債務者　ＲＩＺＥこと　上田　雄一
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１３５号
愛知県江南市木賀東町新宮14番地４
債務者　苅谷美奈子
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１１２号
香川県高松市藤塚町２丁目７番24―803号ロイヤルガーデン藤塚
債務者　松本　久子（旧姓平井）
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係